

民間協働専門部会報告書の概要

1 県立病院の経営形態

(1) 県立病院の現状と取り巻く環境の変化

ア 県立病院の現状

(ア) 県立病院の沿革 (略)

(イ) 県立病院の財務状況 (平成 19 年度決算)

単年度損益は、3 億 6,656 万 2 千円の純損失。

ここ 10 年間では、平成 15、16 年度のみ黒字だが、全体として赤字が続く状況。

イ 病院運営を取り巻く環境の変化

(ア) 国の医療政策の変化 診療報酬のマイナス改定が続き、病院経営に大きな影響。

(イ) 医師不足の深刻化

(2) 長野県の県立病院が担う役割・存在意義

ア 地域を支える医療の提供

(ア) 地域の中核病院としての役割

(イ) へき地における医療サービスの提供

イ 一般の医療機関では対応できない高度・特殊医療の提供

ウ 県下唯一の公立精神科専門病院としての役割

(3) 今後も、県立病院としての役割を果たし続けていくために必要なこと

今後とも県立病院が、持続的に、県民に対して「安心で質の高い医療」を効果的、安定的に提供していくためには、医師を始めとする医療従事者を確実に確保するとともに、経営健全化を図り持続性のある安定した経営基盤を確立することが必要。

しかし、現在の「地方公営企業法の一部適用」という経営形態では、以下のような制約とそれに伴う諸課題が生じている。

ア 安定した医療提供を行っていくための人事制度の構築

県組織の枠組みの中で人事管理され、柔軟な職員の増員・配置、随時採用に限界。

イ やりがいを持てる給与制度の構築

優秀な人材を確保し、さらなる医療サービスの向上を図るためには、職員がやりがいを感じられる給与制度とすることが必要。

特に、安定した医療提供と健全経営を行っていく上で最も重要な人材である医師を確保するうえでは、相応の対価を給することができる制度が必要。

ウ 迅速性・柔軟性のある予算・会計制度

エ 県の一般会計からの適正な負担金の確保

(4) 新たな経営形態の検討

ア 県立病院が現行法制上採り得る経営形態

現行法制上、県が病院開設者となる県立病院として採ることが可能な経営形態は5つ。各制度の概要は以下のとおり。

	地方公営企業		地方独立行政法人		指定管理者制度
	一部適用 (財務)	全部適用	特定 (公務員型)	一般 (非公務員型)	
制度概要	地方公共団体の経営する企業が、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営するための制度。		地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務・事業を効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供する制度。		地方公共団体が設置する公の施設を、民間事業者等が管理運営する制度。
補足	地方公営企業法の財務規定等一部の規定のみを適用。 現在、長野県の病院事業がとっている形態。	地方公営企業法に定める財務、組織及び職員の身分取扱の全てを適用し、公営企業管理者により運営。 現在、長野県の水道、電気事業がとっている形態。	役職員に地方公務員の身分を付与する。 (業務の停滞が住民の生活、地域社会、地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又は業務運営に中立性・公正性を確保する必要があるため。)	役職員には地方公務員の身分を付与しない。	原則、公募で選ばれた民間事業者等が管理。 現在、長野県文化会館、都市公園等がとっている形態。

イ 県立病院に最も適した経営形態について

(ア) 地方公営企業法の全部適用

長野県の企業局や他の自治体の運営の実態をみると、人事も県全体の管理に組み込まれることから、実際には弾力的な運用をすることは困難で、県立病院が直面する諸課題の解決に取り組むためには一定の限界がある。

(イ) 地方独立行政法人

a 地方独立行政法人の特徴・メリット等

法人（県立病院）は、県が議会の議決を経て設定した中期目標に従って、法人（県立病院）自らの判断により経営を行うことにより、経営責任が明確化。

職員採用を含めた人事の管理運営や予算の運用に関しては、弾力的に運用が可能であり、現行制度に比べて迅速性、自由度が格段に向上する。

なお、地方独立行政法人に対して、次のような事項を懸念する意見があった。

- ・ 賃金や労働条件が引き下げられればスタッフの流出に歯止めがかからないという事態が起きることを懸念する。
- ・ 公務員から身分が変更された場合、人材確保が難しくなるのではないか。
- ・ 独立採算が追求されると、経費のかかる部門のサービス提供に支障が出るのではないか。

b 一般地方独立行政法人（非公務員型）と特定地方独立行政法人（公務員型）

県立病院を運営する地方独立行政法人について、関係法令の改正によって、その形態が一般（非公務員型）に限定されることが見込まれることに留意する必要がある。

(ウ) 指定管理者制度

指定管理者に応募する者が必ずあるとは限らないことなどから、県立の病院として必要な医療を継続的に提供することが必ずしも保証されない。

ウ 県立病院が安心して質の高い医療を将来にわたり提供していくための新たな経営形態

各経営形態の比較検討を行った結果、地域医療への役割と経営責任が明確なうえに経営の自由度が高く、かつ、県民・議会のチェックが入る地方独立行政法人とすることが最もメリットが大きい。

(5) 地方独立行政法人への移行に当たっての留意事項

県立病院を地方独立行政法人化するには、次の事項について十分に留意しながら、経営形態変更のための手続きを進めることが必要。

- ・ 経営形態の変更が、病院機能の維持向上につながるよう制度設計を行うこと。
- ・ 地方独立行政法人として経営される病院が担うべき役割について、中期目標等の策定を通じて明確にすること。
- ・ 住民・職員に十分な説明を行うなど、円滑な移行に努めること。
- ・ 地方独立行政法人化後の運営に当たっても、地域住民の意見も取り入れられるような仕組みを取り入れること。

2 県立病院以外の現地機関（大学、試験研究機関等）のあり方

短期大学、看護大学及び試験研究機関の経営形態については、短期大学の4年制移行に関する検討とあわせ、地方独立行政法人制度の導入による事務職員の増などのコストと、効率的な運営のメリットとを比較して、制度の導入効果が見込めるかどうかを更に検討することが必要。

3 民間委託等の推進

(1) 民間委託等の基本的な考え方

県が平成19年3月に策定した行財政改革プランでは、民間でできることは民間に任せることを基本に、条件整備が整うものから民間委託等を実施していくという方針。

(2) 今後の民間委託等の推進

ア 民間委託等の視点

県が実施することについて再検討が必要な業務については、廃止を含めた見直し。

その上で、次に掲げる視点から、民間委託等を実施するかどうかを検討することが適当。

①	サービスの質の向上が図られる。
②	県で直接実施するよりも、コスト削減が図られる。
③	民間の受注機会の確保につながる。
④	高度な専門知識や技術が必要で、県で人材の確保が困難である。
⑤	同種の業務が既に委託化されている。

イ 個別業務の検討にあたって

(ア) 検討の基本

アに掲げる視点に沿い、かつ、(イ)に掲げる民間委託の対象としない業務を除き、以下の業務については、実際に業務を実施している職場の状況を十分踏まえつつ、民間委託を推進することが適当。

情報処理・内部事務管理業務、設計・測量等業務、定型的業務、施設・設備等の管理・運営業務、その他の業務
--

(イ) 民間委託の検討対象としないもの

◇ 民間委託できないもの

法令等により、公務員が実施することが義務付けられている業務

◇ 民間委託することが適当でないもの

公の意思の形成に深くかかわる業務

県民の権利義務に深くかかわる業務

対立する利害を公平に審査・判断する業務 など

ウ 推進にあたっての留意事項

民間委託等の推進にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、さらに県において個別の業務ごとの事情等にも十分留意しながら、実施することが適当。

①	サービスの質の確保
②	守秘義務の確保と漏洩防止の措置
③	現に従事している職員の処遇
④	競争性・透明性の確保
⑤	責任の明確化